

第 9 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成27年2月20日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成27年2月20日（金曜日）

午前9時59分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

議案第5号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 平成26年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第21号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第97号 専決処分の報告及び承認についてのうち

報告第1号 専決処分の報告について

報告事項

①川辺川ダムに関する最近の状況について

出席委員（6人）

委員長 東 充 美

副委員長 緒 方 勇 二

委員 山 本 秀 久

委員 吉 永 和 世

委員 森 浩 二

委員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 猿 渡 慶 一

総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂

政策審議監 金 子 徳 政

道路都市局長 手 島 健 司

監理課長 成 富 守

用地対策課長 久 保 隆 生

土木技術管理課長 古 澤 章 吾

道路整備課長 宮 部 静 夫

道路保全課長 高 永 文 法

都市計画課長 松 永 信 弘

下水環境課長 宮 本 秀 一

河川課長 持 田 浩

政策監兼河川開発室長 村 上 義 幸

港湾課長 平 山 高 志

砂防課長 緒 方 進 一

建築課長 田 邊 肇

営繕課長 深 水 俊 博

住宅課長 清 水 照 親

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦

政務調査課主幹 松 野 勇

午前9時59分開議

○東充美委員長 ただいまから、第9回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、猿渡土木部長に総括説明をお願いいたします。

○猿渡土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木行政の動向について御説明申し上げます。

昨年11月25日以降、断続的に降灰が続いている阿蘇山噴火に伴う降灰対策については、まず降灰により道路の区画線が視認できなくなるなど、車両の通行に支障を来していることから、阿蘇中岳周辺の県管理道路5路線に加え、高森町町道の一部区間を県で受託し、引き続き降灰除去対策に取り組むこととしております。

また、降灰による土砂災害に備え、火口周辺の10地点の降灰厚さや溪流の状況に係る現地調査についても、引き続き取り組むこととしています。

今後とも、国や関係市町村と連携を図りながら、対策を講じてまいります。

次に、川辺川ダムに関する最近の状況についてですが、球磨川のダムによらない治水を検討する場については、去る2月3日に第12回会議が開催され、約6年間続いた会議が終了しました。今後は、これまで積み上げた対策を着実に実施するとともに、新たな協議会の中で、戦後最大規模の洪水防止を目標として対策を検討することとなりますので、引き

続き国、流域市町村とともに取り組んでまいります。

平成25年度からの繰越予算の執行状況については、1月末現在で繰越額約384億円のうち、契約済み額は約369億円であり、率にして96%となりました。

また、去る2月3日には、国において地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を実行するための平成26年度補正予算が成立しました。効果の早期発現につなげられるよう早期発注に努めてまいります。

さらに、公共工事設計労務単価については、昨年度に引き続き平成27年2月1日から労働市場の実勢価格を適正・迅速に反映させるため前倒しをして、5.2%の引き上げを実施したところです。

引き続き現場の状況を適切に把握し、できる限り円滑かつ適正に工事が進むようしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案6件、条例等関係議案6件、報告関係1件でございます。

初めに、専決予算について御説明いたします。

専決予算は、阿蘇山噴火に伴う降灰対策について、一般会計で1,600万円の増額を計上しております。

次に、平成26年度2月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、社会資本整備総合交付金事業等の内示減及び国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等で、一般会計、特別会計を合わせまして、合計で126億651万4,000円の減額を計上しております。

また、国の経済対策に係る補正予算につきましては、一般会計、特別会計を合わせまし

た合計で46億3,565万2,000円の増額を計上しております。

最後に、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、国の経済対策に係る補正額のうち42億1,822万7,000円の追加設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、道路管理瑕疵関係等の専決処分の報告及び承認について6件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件を報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、川辺川ダムに関する最近の状況について1件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、議員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○東充美委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いいたします。着座のままでよろしいので、お願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いします。今回は、建設常任委員会説明資料と、建設常任委員会説明資料別冊の2冊を用意しております。また、その他報告事項としまして、1件の報告資料を準備しております。

説明の前に、資料の訂正がございます。建設常任委員会説明資料の21ページをお願いします。お手元に訂正内容をお配りしておりますので、あわせて見ていただければと思います。

河川海岸総務費の補正前の額及び計には変

更はありませんが、内訳に数字の間違いがありましたので、訂正をお願いします。

上から2段目の職員給与費、6段目の河川管理費、8段目のダム管理運営費の補正前の額及び計の列です。

まず、2段目の職員給与費について、補正前の額は5億9,556万4,000円が誤りで、正しくは5億9,406万2,000円となります。これにより、計は6億2,864万1,000円となります。

次に、6段目の河川管理費について、補正前の額は3億94万円が誤りで、正しくは3億116万9,000円となります。これにより、計は2億8,408万5,000円となります。

最後に、8段目のダム管理運営費については、補正前の額は2億7,897万円が誤りで、正しくは2億8,024万3,000円となります。これにより、計は2億8,021万4,000円となります。

大変申しわけありませんでした。よろしくをお願いします。

それでは、予算関係の説明に入らせていただきます。

まず、別冊の専決処分の、別冊の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成26年度補正予算(第8号)資料(別冊(専決))についてでございますが、これは平成27年2月9日に専決いたしました阿蘇中岳噴火に伴う降灰関連に要する経費でございます。この内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、県単事業で200万円の増額を計上しております。また消費的経費としまして1,400万円の増額を計上しております。

一般会計計としまして1,600万円増額を計上しております。

補正後の一般会計の合計予算額は、その一つ下の欄でございますが、889億6,271万7,000円となっております。

なお、その右の特別会計につきましては、今回は補正額はございません。

補正後の合計額は、一番右側の合計欄の3段目でございますが、952億8,376万1,000円となっております。

次に2ページの、平成26年度補正予算(第8号)総括表をお願いいたします。

全て一般会計のみの補正でございますが、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳といたしまして、その他が1,600万円の増額となっております。

その内訳は、災害基金繰入金から1,400万円、受託事業収入ということで高森町からの受託事業として200万円を計上しております。

専決処分の報告、承認に係る土木部全体の予算額の状況は、以上でございます。

○高永道路保全課長 道路保全課長の高永です。

説明資料別冊の3ページをお願いします。

阿蘇山噴火による道路への降灰除去作業等に係る予算として、道路維持費のうち単県道路修繕費について1,400万円の専決を受けております。このうち200万円は、高森町が管理する道路の降灰除去作業を県が支援するための受託費です。

単県道路修繕費の合計額は33億203万6,000円となり、補正後の道路保全課の合計額は15億2,902万8,000円になります。

道路保全課の説明は、以上です。よろしく申し上げます。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

別冊の4ページをごらんください。

上から2段目の砂防調査費の補正額として200万円を計上しております。これは、阿蘇

山噴火に伴う降灰による土砂災害防止のため、砂防堰堤の除石など被害の防止・軽減対策に迅速に対応する必要がございます。この判断資料とするため、12月8日から緊急的に火口周辺の降灰の堆積厚さなどの観測を開始しましたが、噴火活動が継続しており、当面の調査費を専決処分により確保し、モニタリングに万全を期してまいります。

砂防課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○成富監理課長 次に、2月補正について御説明させていただきます。

資料は、別冊ではないほうの建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いします。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。今回の補正予算は、社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示減、国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等でございます。

その内訳としましては、上の表の2段目の今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、補助事業で101億3,211万2,000円、県単事業で3億8,977万6,000円、直轄事業で12億2,899万4,000円の減額を計上しております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業で10億9,654万7,000円、県単事業で503万2,000円の減額を計上しております。

投資的経費計としましては、128億5,246万1,000円の減額となります。

また消費的経費につきましては、4億2,424万7,000円の増額を計上しており、一般会計計としましては124億2,821万4,000円の減額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で1億7,491万8,000円、消費的経費で38万2,000円の減額を計上しており、合計で1億7,830万円の減額となります。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、126億651万4,000円の減額となります。

次に、2ページをお願いします。

平成26年度2月補正予算総括表(第9号)でございます。

1が一般会計、2から4が特別会計の予算総括表でございます。課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の土木部合計の欄をごらんください。国支出金が63億9,878万7,000円、地方債が51億8,700万円、その他が5億9,221万2,000円、一般財源が4億2,851万5,000円の減額でございます。これは、それぞれの事業ごとの国支出金や地方債の財源が確定したこと等に伴うものでございます。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

3ページをお願いします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。

監理課の補正予算につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、4ページ目以降全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきたいと思っております。

職員の給与費は、当初予算の段階では前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し予算計上しているため、今回の補正では平成26年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上しております。

監理課分としましては、3,926万1,000円を増額しておりますが、土木部全体では記載しておりませんが、2億2,589万3,000円の増額

となり、補正後の額は63億1,544万円となります。

次に、3段目の管理事務費でございますが、491万円を増額しております。

内訳としまして、宮城県からの要請に基づく職員の派遣に伴う経費として、今年度の派遣実績にあわせて491万円を増額しております。

次に、4段目の土木行政情報システム費でございますが、共同利用団体の増加に伴う経費の増により20万3,000円を増額しております。

次に、最下段の建設産業支援事業は、建設業者が建設災害対応の建設機械購入に伴い子補給を行うものですが、事業費確定に伴い減額補正するものでございます。

以上、今回の監理課の一般会計補正額は2,654万1,000円の増額となっております。

次に、別冊の2月補正経済対策について御説明させていただきます。

別冊の5ページ、平成26年度2月補正予算資料の第10号、別冊経済対策分をお願いいたします。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、今回の別冊補正予算は、国の経済対策に伴う補正でございます。

また、今回の補正予算は、国への経済対策の要望額をベースに計上しております。

1段目、補正前予算額は、先ほど説明いたしました平成26年2月補正予算資料第9号と同様に、1月専決予算額を計上しております。

2段目、補正額は先ほど説明いたしました第9号の補正予算額を計上しております。

3段目、別冊補正額は今回の経済対策に係る補正予算額を計上しております。

一般会計の普通建設事業としましては、補助事業で41億1,731万8,000円、県単事業で2,366万7,000円、直轄事業で4億1,881万円の増額を計上しております。

投資的経費計としましては、45億5,979万5,000円の増額となります。

また、消費的経費としましては、6,085万7,000円の増額を計上しております。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で1,500万円の増額を計上しております。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、46億3,565万2,000円の増額となります。

結果としまして、今回の2月補正では専決で1,600万円の増額、国庫内示減等で126億651万1,000円の減額となる一方、経済対策で46億3,565万2,000円の増額となり、合計は873億1,289万9,000円となります。

次に、6ページをお願いします。

平成26年度2月補正予算(第10号)総括表(別冊(経済対策分))でございます。1が一般会計、2から4が特別会計の予算総括表でございます。課ごとの補正額とともに、右側に今回別冊補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の、土木部合計の欄をごらんください。

国支出金が19億3,035万6,000円、地方債が23億7,700万円、その他が1億7,374万5,000円、一般財源が1億5,455万1,000円の増加でございます。

以上が、土木部全体の補正予算額の状況でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

今回、国の地方好循環拡大に向けた緊急経済対策の新規メニューである地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型として建設産業支援事業6,085万7,000円を計上しております。

説明欄にございますように、建設産業の人材確保育成を図るため、新たに若年者を新規雇用し、当該雇用した者を職業訓練施設等で育成する建設業者に対して賃金の一部を助成

する制度を新たに創設しました。

また、今年度と同様に建設産業のイメージアップや若手技術者・技能者の資格取得の支援などに引き続き取り組んでまいります。

監理課の説明は、以上でございます。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料のほうに戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

上から2段目の職員給与費については説明を割愛させていただきます。

3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営のため、委員報酬や収用委員会が行う不動産鑑定や物件調査などの費用を計上しておりますけれども、任意交渉による解決などによりまして、本年度の審理件数が予算編成時の見込みより少なくなりましたので、485万7,000円を減額するものです。

また、4段目の土地収用法等事務費につきましては、市町村事業等について収用法に基づき知事が行う事業認定の手続きのための費用でございますが、本年度は申請がされる見込みがなくなりましたので、76万1,000円を減額するものでございます。

以上により、最下段に記載のとおり職員給与費と合わせまして、用地対策課関係の補正総額は46万1,000円の増額となります。

用地対策課は以上でございます。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。よろしくをお願いいたします。

引き続き、説明資料の7ページをお願いいたします。

道路橋りょう総務費につきましては、主なものを御説明いたします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、8億867万1,000円の減額としております。これは、国の事業費確定に伴います県負担金の減によるものでございます。

次に、その下の道路管理費でございます。これは右の説明欄にありますとおり、道路公社職員共済費負担金の増として1万6,000円を計上しております。

次に、6段目の市町村負担金返納金でございますが、これは平成24年度事業費の確定に伴います市町村負担金相当額の返納分として、84万1,000円を計上しております。

次に、道路新設改良費について御説明いたします。

主なものとしましては、最下段の道路改築費でございますが、国庫内示減により事業費2億9,200万円の減でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の地域道路改築費でございますが、国庫内示減により事業費17億5,624万7,000円の減でございます。

また、右の説明欄ですが、高森地内で熊本高森線の道路改良工事に伴い、埋蔵文化財調査を行っております。その調査に必要となるプレハブ施設等の使用賃借料の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、4段目の道路施設保全改築費（橋りょう補修分）でございます。

これにつきましては、国庫内示減により事業費3,020万円の減でございます。

このほか財源更正によるものと合わせまして、最下段でございますが、道路整備課の補正予算額は28億716万5,000円の減額となり、この結果、補正後の額は195億5,752万6,000円となります。

続きまして、国の経済対策分による補正につきまして御説明いたします。別冊のほうを、よろしく願いいたします。別冊の8ページをお願いいたします。

まず、上から2段目の国直轄事業負担金でございますが、2億5,881万円の増額でございます。これは、国の経済対策による補正予算を受けて、国が行います道路事業の県負担金の増によるものでございます。右側の内訳

としましては、事業促進を図るため、九州中央自動車道に5億2,000万円、そして国道3号南九州西回り自動車道に7億7,000万円の補正が予定されており、それに対する県負担金として計上しております。

次に、4段目の道路施設保全改築費（橋りょう補修分）でございますが、事業費3億8,900万円の増でございます。内訳としましては、橋梁長寿命化修繕計画を着実に遂行するため、国道266号不知火跨線橋ほか6カ所を実施するものでございます。

以上が補正予算の内容ですが、道路整備課の補正予算額は、最下段にありますように6億4,781万円の増額となり、この結果、補正後の額は、202億533万6,000円となります。

道路整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課長の高永です。

委員会説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、中段の道路維持費のうち単県道路災害防除費は、用地交涉及び関係機関との調整など不測の日数を要したことによる1億7,350万円の事業費の減額と財源更正です。また、単県道路修繕費は財源更正のみです。

次に、道路新設改良費のうち道路舗装費は、財源更正のみです。また、道路施設保全改築費は、国庫内示減により17億2,521万7,000円の減額と財源更正です。

以上の結果、10ページの道路保全課計では17億2,230万6,000円の減額となり、補正後の合計額は135億3,672万2,000円となります。

次に、経済対策分について説明します。説明資料、別冊の9ページをお願いいたします。

道路新設改良費のうち道路施設保全改築費は、経済対策に伴い国道445号ほか14カ所の防災対策について3億1,007万円の増額補正をお願いいたします。

最下段の道路保全課計では、補正後の合計額は138億4,679万2,000円になります。

道路保全課の説明は以上です。よろしくお願ひします。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

説明資料の11ページをごらん願ひします。

補正予算について、主なものを御説明いたします。

上から5段目の都市計画総務費ですが、11億9,344万4,000円の減額としています。

その主な内訳としては、8段目の都市計画推進事務費ですが、これは市町村間の派遣職員に関する人件費負担分の減額に伴うものです。

次に都市交通調査費ですが、これは国庫内示減に伴う減額です。

次に、12ページをごらん願ひします。

2段目の連続立体交差事業費ですが、これも国庫内示減に伴う12億200万円の減額です。

3段目の熊本駅周辺地域鉄道高架化基金積立金ですが、基金への積立額の確定によるものです。

次に、4段目の街路事業費ですが、5段目の街路整備事業費が国庫内示減に伴う3億7,800万円の減額です。

次に都市公園費ですが、都市公園整備事業費も国庫内示減に伴う9,813万3,000円の減額です。

また、鞠智城国営公園化PR事業につきましては、説明欄にありますように1,826万円の債務負担行為の設定をお願いしています。

以上、都市計画課は最下段のとおり、16億9,178万円の減額となり、補正後の額としては46億7,373万4,000円となります。

都市計画課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます

す。

平成26年度2月補正予算について御説明いたします。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計のほうから御説明いたします。委員会資料の13ページをお開きください。

上から4段目の一般廃棄物等対策費の1,777万7,000円の減は、県有施設に設置されております単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する事業の事業費確定によるものでございます。

下から2段目の農業集落排水施設整備推進費の592万3,000円の減は、市町村が前年度に実施しました農業集落排水事業の6.5%を県が補助する後年度交付金であり、事業費の確定によるものでございます。

一番下の段の団体営農業集落排水事業費7,260万の減は、国庫内示減によるものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

下から2段目の指導監督事務費150万円の減は、国庫内示減によるものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

上から2段目の特別会計繰出金183万6,000円の減は、流域下水道事業特別会計における公債費の償還実績の減による繰出金の減でございます。

以上、一番下の段に記載のとおり、一般会計では8,566万円の減となり、補正後の総額は10億2,336万4,000円でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。委員会資料の17ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の995万3,000円の減は、維持管理費の減と消費税の確定に伴う納付額の減でございます。

また、債務負担行為の補正をお願いしております。右端の説明欄をごらんください。

熊本北部流域下水道管理運営業務ですが、

指定管理者委託におきます電気代及び労務費の上昇によるもので、平成27年度の限度額1,974万4,000円の増をお願いしております。

下から3段目の熊本北部流域下水道建設費交付金事業の1億3,528万2,000円の減は、国庫内示減によるものでございます。

下から2段目の市町負担金返納の2,945万8,000円の増は、昨年度の建設事業費確定に伴います市町負担金の返納でございまして。

次の18ページをお願いいたします。

上から1段目の球磨川上流流域下水道管理費870万6,000円の減は、消費税の確定に伴います納付額の減によるものでございます。

上から4段目の球磨川上流流域下水道建設費交付金事業の2,435万2,000円の減は、国庫内示減によるものでございます。

上から6段目の八代北部流域下水道管理費の684万の減は、消費税の確定に伴う納付額の減によるもので、下から2段目の八代北部流域下水道建設費交付金事業の400万円の減は、国庫内示減によるものでございます。

最下段の八代北部流域下水道建設費単独事業の1,128万4,000円の減は、事業費の確定による減でございまして。

19ページをお願いいたします。

上から2段目の元金の133万4,000円の増は、実績に伴います起債償還元金の増でございまして。

上から3段目の利子の562万3,000円の減は、実績に伴います起債償還利子の減でございまして。

下から3段目の一般会計繰出金の33万7,000円の減は、熊本北部浄化センターで発電した電力が持っています環境付加価値グリーン電力の売却収入の減に伴うものでございまして。

以上、流域下水道事業特別会計で1億8,002万7,000円の減となり、補正後の予算は29億5,739万7,000円でございます。

続きまして、国の経済対策に伴います補正

予算について御説明いたします。委員会説明資料、別冊の10ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費について1,500万円の補正をお願いしておりますが、これは流域下水道幹線管渠のマンホールの耐震対策工事を行うものでございまして。通常分の補正額2,435万2,000円の減と合計しますと、1億1,264万8,000円となります。

これによりまして、補正後の流域下水道事業特別会計の予算は、最下段のとおり29億7,239万7,000円となります。

下水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○持田河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明資料の21ページ、補正額の列をお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費で2億4,081万円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

上から4段目の国直轄事業負担金ですが、1億9,921万1,000円の減額を計上しております。これは、国事業費の確定に伴う県負担金の減額でございまして。

次に、このページ最下段の国庫支出金返納金でございまして、1,210万6,000円を計上しております。これは、国庫補助事業の事業費確定に伴う国費への返納金でございまして。

続きまして、22ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費で35億7,020万円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

一つ下の河川改修事業費で7億7,676万円の減額を、3段目の河川激甚災害対策特別緊急事業費で10億8,110万5,000円の減額を、同じく7段目の河川等災害関連事業費で16億126万3,000円の減額を計上しております。これ

は、いずれも国庫内示減に伴うものでございます。

続きまして23ページ、最上段をお願いいたします。

海岸保全費で2億1,773万4,000円の減額を計上しております。

内訳についてですが、上から2段目の海岸高潮対策事業費で8,525万円の減額と、3段目の単県海岸保全費で2,000万円の減額、4段目の海岸保全施設補修事業費にて1億2,465万5,000円の減額を計上しております。これは、国庫内示減及び単県事業の事業費確定によるものでございます。

次に、上から6段目の水防活動費をお願いいたします。

補正額はございませんが、右端の説明欄をお願いいたします。

水防テレメーター観測局の用地賃借で、1万7,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から3段目の河川等補助災害復旧費で10億9,654万7,000円の減額を計上しております。その内訳ですが、その下の市町村災害復旧指導監督事務費で9万1,000円の減額、最下段の過年発生国庫補助災害復旧費で2億4,484万円の減額、それから24ページ最上段の現年発生国庫補助災害復旧費で8億5,161万6,000円の減額を計上しております。いずれも、事業費の確定によるものです。

次に、24ページの上から2段目の河川等単県災害復旧費ですが、503万2,000円の減額を計上していますが、こちらも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、別冊で経済対策分について御説明を申し上げます。

別冊の11ページの、別冊補正額の列をごらんをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費で、1億6,000万円の増額を計上しています。これは、国の補正予算成立を受けて、国が行います河川改修

事業の県負担金でございます。事業箇所は白川ほか3カ所になります。

次に、3段目の河川改良費で18億8,154万5,000円の増額を計上しております。内訳は、4段目の河川改修事業費で5,050万円を計上しておりますが、こちらは坪井川の堤防の耐震対策工になります。

5段目の河川激甚災害対策特別緊急事業費ですが、6億600万円を計上しております。これは、激特事業で取り組んでおります白川の掘削家屋補償や黒川の遊水地などに係る経費でございます。

6段目の都市基盤河川改修費ですが、2,366万7,000円を計上しております。これは、熊本市が行います藻器堀川の河川改修費に対する県の負担金でございます。

7段目の堰堤改良費で1億3,618万3,000円を計上しております。これは市房ダムのダム管理施設の設備更新を行うものになります。

8段目の河川等災害関連事業費ですが、10億6,519万5,000円を計上しております。これは、白川ほか3カ所の災害復旧の改良復旧に係る経費でございます。

以上、河川課の補正後の予算額は、別冊補正額の右隣の計の列、最下段にありますとおり205億6,011万4,000円となります。

河川課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

2月補正予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計についてですが、説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、4段目の港湾建設費において、国庫内示の増減及び事業費確定に伴い、3億1,264万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

主なものとしまして、6段目の海岸高潮対策事業費として、八代港海岸ほか1カ所にお

いて国庫内示減として6,780万円、下から2段目の国直轄事業負担金として、八代港ほか1港において事業費確定による減として8,221万6,000円、また資料の26ページの1段目の港湾補修事業費として、八代港ほか8港において国庫内示減として1億5,070万円、2段目の海域環境創造事業費として、百貫港において国庫内示減3,950万円でございます。

また、職員給与の港湾管理費と港湾建設費の土木費計として、補正額は5段目の3億1,862万7,000円の減となります。

また、下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金として、償還利子の低下に伴い起債償還額の減により繰出金1,721万7,000円を減額するものでございます。

港湾課計としまして、最下段の3億3,584万4,000円の減額、補正後の一般会計予算としまして66億9,565万3,000円となります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明申し上げます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、2段目の施設管理費として、經常分として1,794万4,000円の増額の補正でございます。

内訳としましては、右の欄のとおり国庫支出金返納金として20万3,000円、これは三角港岩谷地区において上天草市道改良に伴い港湾用地の財産処分に伴う国庫支出金返納金でございます。

また、平成27年度の債務負担行為の限度額において、補正前の1,013万4,000円を2,295万4,000円に増額の補正をお願いしております。

その内訳としましては、三角港管理事務所の機械警備委託の債務負担行為に、今回、三角、八代、熊本港及び水俣港の各港管理事務所等における庁舎等の清掃業務、港湾施設管理委託、電気工作物保安業務及び浄化槽維持管理等に係る管理業務委託費として1,282万円を増額しているところでございます。

次に、経済対策について御説明いたします。

説明資料別冊の12ページをお願いいたします。

一般会計の経済対策分についてでございます。1段目の港湾建設費の経済対策分として、13億5,037万円の増額補正をお願いしております。

主なものとしまして、2段目の重要港湾改修事業費として、八代港における土砂処分場整備6億4,135万円、3段目の地方港湾改修事業として、長洲港の防波堤整備2億200万円、4段目の海岸高潮対策事業として、八代海岸及び佐敷港海岸の護岸補修として6,060万円、5段目の港湾環境整備事業として熊本港の土砂処分場の護岸整備1億100万円、6段目の港湾補修事業費として、八代港、熊本港、百貫港及び三角港の老朽化した臨港道路等の補修として3億4,542万円でございます。

最下段のとおり、経済対策分として13億5,037万円の増額補正をお願いするものでございます。

港湾課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の29ページをごらんください。

上から4段目の砂防費の補正額としまして、4億6,435万9,000円の減額を計上しております。

内訳の主なものといたしまして、下から3段目の急傾斜地崩壊対策事業費は、9,708万7,000円の減でございます。これは、国庫内示減に伴うものでございます。

次に、下から2段目の単県砂防事業費（熊本広域大水害分）は8,840万円の減でございます。これは、事業完了による事業費確定に伴うものでございます。

次に、最下段の国直轄事業費負担金は、1

億3,889万6,000円の減でございます。これは、川辺川流域における国の直轄砂防事業費の減額に伴う県負担金の減でございます。

次に、30ページをごらんください。

上から1段目の火山砂防事業費は、4,765万円の減でございます。これは、国庫内示減に伴うものでございます。

次に、上から3段目の市町村負担金返納金は、1,040万4,000円を計上しております。これは、平成24年度の単県急傾斜地崩壊対策事業のうち繰り越しを行った箇所について事業費が確定したため、受け入れた負担金を市町村へ返納するものでございます。

次に、上から4段目の砂防設備等緊急改築事業費は、9,975万円の減でございます。これは、国庫内示減に伴うものでございます。

続きまして、経済対策分について御説明いたします。

別冊の13ページをお願いいたします。

上から2段目の土砂災害警戒避難対策事業の経済対策分としまして、2億1,000万を計上しております。これは、国の経済対策に伴う増額で、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の促進に向けて、その資料となる基礎調査を行う費用でございます。

以上、補正後の予算は、補正額4億1,910万9,000円の減と、経済対策分2億1,000万円の増を合わせまして、86億6,173万8,000円になります。

砂防課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○田邊建築課長 建築課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

補正予算の主なものについて御説明いたします。

4段目の建築基準行政費が1,571万1,000円の減額、5段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費が196万5,000円の減額、6段目の市街地環境整備促進費が713万9,000円の減額とな

っております。これらは、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

以上、建築課の補正予算額は、最下段のとおりに職員給与費の増額を含めると、2,150万6,000円の増額補正でございます。補正後の予算額は4億8,690万7,000円となっております。

よろしく御願いたします。

○深水営繕課長 営繕課でございます。

資料の32ページをごらんください。

3段目の営繕管理費が4,687万円の減額となっておりますが、これは、事業費確定に伴う減額によるものです。

以上、営繕課の補正予算額は、最下段のとおりに5,458万2,000円を減額し、補正後は6億3,978万2,000円となっております。

営繕課の説明は以上です。よろしく御願いたします。

○清水住宅課長 住宅課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

1段目の住宅管理費でございますが、896万1,000円の減額を計上しております。このうち3段目の公営住宅維持管理費で、事業費の確定に伴う減額及び県営住宅使用料の収入の増等による財源更正をお願いしております。

次に、5段目の住宅建設費でございますが、2億3,157万4,000円の減額を計上しております。

主なものについて御説明いたします。

下から4段目の公営住宅ストック総合改善事業費が2億803万1,000円の減額ですが、国庫内示減及び事業費の確定に伴う減によるものでございます。

下から2段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費が2,625万5,000円の減額を計上しておりますが、事業費の確定に伴う減によるものでございます。

以上、住宅課の2月補正予算額は2億4,053万5,000円の減額でございまして、補正後の予算額は18億1,558万5,000円となっております。

住宅課は以上でございまして、よろしく願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

別冊の14ページをお願いいたします。

平成26年度繰越明許費(別冊(経済対策分))の御説明をさせていただきます。

表の4列目の追加設定金額(経済対策分)の欄に、2月補正の経済対策分の額を掲載しております。

繰越明許費については、12月議会で承認をいただいておりますが、2月議会では国の経済対策に伴う2月補正予算について、適正工期の確保が困難であること等から、直轄事業負担金を除く全額42億1,822万7,000円の追加設定をお願いしております。

追加設定後の繰越設定額は、491億7,322万7,000円となっております。

監理課の説明は以上でございまして。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料35ページの第26号議案から、44ページの第30号議案までの5件でございます。

まず、資料の35ページの第26号議案でございまして、詳細は右ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年11月25日午前5時50分ごろ、山鹿市鹿央町仁王堂の主要地方道大牟田植木線で、和解の相手方が普通自動二輪車で進行中、進行方向左側の雑木林から倒れていた樹木に衝突し、下顎部を負傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道

路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、治療費の7割に当たる3万2,522円を賠償しております。

なお、この事故にかかわる物的被害については、昨年の平成26年2月議会において、自動二輪車の修理費の7割に当たる14万6,300円の賠償で既に報告、承認をいただいております。今回は人身份についての御報告です。

次に、37ページの第27号議案でございまして、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成26年7月11日午前8時ごろ、菊池郡菊陽町の辛川の一般県道辛川鹿本線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、進行方向左側に生育していた樹木の折れて垂れ下がっていた枝に衝突し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる3万2,433円を賠償しております。

次に、資料の39ページの第28号議案でございまして、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成26年7月11日午前8時5分ごろ、菊池郡菊陽町辛川の一般県道辛川鹿本線で、和解の相手方が所有する普通乗用自動車が進行中、進行方向左側に生育していた樹木の折れて垂れ下がっていた枝に衝突し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の4割に当たる11万2,596円を賠償しております。

なお、この28号議案は、27号議案と同じ箇所でございます。

次に、資料の41ページの第29号議案でございまして、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成26年11月19日午後6時30分ごろ、球磨郡球磨村神瀬の一般国道219号で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石を認め急制動の措置を講ずるも及ばず、石に乗り上げ前部バンパー等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額である5万8,676円を賠償しております。

最後に、資料の43ページの30号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年11月25日午後6時ごろ、球磨郡球磨村神瀬の一般国道219号で、和解の相手方が使用する普通乗用自動車が行進中、進行方向右側ののり面から落ちていた石に乗り上げ、右前輪がパンクする等したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の7割に当たる1万934円を賠償しております。

なお、この30号議案と29号議案につきましては、ほぼ同じ箇所起きております。

道路保全課関係の提出議案は以上でございます。よろしくお願いたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

45ページをお願いします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解及び損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。詳細につきましては、46ページの概要で説明させていただきます。

この事故は、平成26年11月25日午前10時20分ごろに、市房ダム管理所駐車場で発生した

もので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は28万5,242円でございます。

事故の状況といたしましては、市房ダム管理所職員が運転する公用車が帰所した際、駐車場にバックで入庫しようとしたところ、相手方車両が後方に駐車していることに気づかず接触したものでございます。

なお、本件に係る損害賠償額については、県が加入している損害賠償保険で対応したものでございます。

職員の交通事故、交通違反防止につきましては、これまでも研修等において注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

監理課からは以上でございます。

○東充美委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について質疑は、委員の先生方はございませんか。

○山本秀久委員 これは定かじゃないけど、ちょっとうわさで聞いた話だ。

工事の事業費がついたときに、それがどういふわけか返済したような状態が起きておるわけだな。例えば、予算がついて何で返納しなければならぬのか、そして業者というのは、それを待っておるわけだな。待っているけど、その事業が返還になった。何かの原因でそういうことがあっているのかな、今までは。

○成富監理課長 委員から御質問の件、ちょっと現場の話からも私どもちょっとお聞きしておりまして、芦北振興局の土木部からは、そういう話をちょっと確認させていただいております。

で、實際上、当初、今年度発注予定する工

事が発注できてないという実態は聞いております。ただ、それを国庫に返還するのではなく繰り越すという話を私は、今報告を受けております。

以上でございます。

○山本秀久委員 どうして繰り越しになるのかね、どうして繰り越しに変わるのかわからない。

○成富監理課長 繰り越しの原因につきましては、振興局の土木部長から報告を受けた事項としましては、執行体制上、職員がちょっと病気をしたと、病気をしている職員がいますもんですから、その病気した職員がちょっとその業務量をほかの人に振り分けても、なかなか消化できなかったという実態があるということで、現場からお聞きしています。

私どもとしては、その病気した職員に対しては現場技術業務委託をして、できるだけそれをカバーするようなことで今対応してたんですけれども、それでもやっぱり追いつかなかったという報告を受けております。

○山本秀久委員 そういうときに、本庁としてそういう手当てをしないのか。そういうときにそのまま見過ごすわけ。

○猿渡土木部長 本当に申しわけありません。発注者として、公共事業予算の円滑なかつそして適正な執行というのは、社会資本整備の促進の観点あるいは県民の安全・安心の確保からも重要なことでもあります。さらには、建設産業の育成そして将来の担い手の確保という観点からも、重要なことであるというふうに認識をしております。

職員の配置についても、実は限られた職員の中ではありますけれども、最大限の効果が得られるよう、職員とその業務量、これにつきまして十分に考慮しまして、適材適所の配置

また人材育成にもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本秀久委員 理由はよくわかるけどね。そういうときに、事業費がついた中に、そういうふうに病気だったというのはやむを得ぬけれど、その人を責めるわけじゃないんだけど。そういうときに、どうしてそういうことの手当てがね、事業者というのは待ってるわけだな、食うためにも。それを待てるときに、そういうふうな状態でそういう現状だったとって引き揚げられてしまった場合は、大変な苦勞を背負うんじゃないか。そういう点の認識というものを、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかな。だから、その病気した人を責めるんじゃないかと、そういうときに、そのための組織というはあるんだから、その組織のカバーがなぜできないのか。そういう体制の人事の配置の仕方というのは考えるべき問題じゃないのかという感じがするわけだな。違うかな。そうじゃないと、事業費を出した意味がないじゃないのか。違うかい。そういう責任感というはどれだけ持っているのか。その病気の人を責めるんじゃないよ。組織として考える問題じゃないのかということが、ちょっと認識が甘いんじゃないかな。違うかな。

○猿渡土木部長 おっしゃるとおりでございます。本当に職員とその業務量につきましては、本当に十分に考慮しながらやっていかなければいけないというふうに思います。適材適所の配置、そして繰り返しますけど人材の育成ということで、一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山本秀久委員 いろいろ聞いたけども、ほかにそういうことはないのかな、県全体に対して。監理課長、それを説明してくれ、今ま

であったかないか。

○成富監理課長 今まで確かに経済対策とか何とかで、事業費がこの2、3年急激にふえましたもんで、一方ではやっぱり行革の絡みで職員が減らされてきております。私どもの土木部としては、どうやってこれに対処するかというのは常々考えさせていただいて、現場の意見を常に聞きながら、やはり限られた職員数の中で最大限の効果が発揮するには、もう外部委託をある程度せざるを得ぬということで、はっきり言いまして現場技術業務委託、これにかなり各事務所ごとにふやして、できるだけ事業がおくれないように対応するような努力をさせていただいています。

委員おっしゃるように、結果的にやっぱり繰り越しが出たりなんかしてますけども、それはやっぱり一生懸命努力してないわけではなくて、一生懸命努力をしてもやっぱりこういう状態が起きていることは、また改めて、委員からの御指摘を受けましたんで、改めてどういう対処の仕方ができるか、改めて部全体でまた考えていきたいと、現場の意見も聞きながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山本秀久委員 よく認識していただければ、それで結構です。

○東充美委員長 ほかに。

○吉永和世委員 経済対策分ですけども、若手技能者の雇用促進のための賃金助成とか、若手技能者等の育成支援、建設産業のイメージアップと非常に大事なことだというふうに思うんですけども、これがその経済対策分なんですけど、何年間かやっていくという計画なのか、それとも単年度、今回限りということなのか、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

○成富監理課長 今回、補正予算で計上しております経済対策に伴う分、建設産業の育成支援の事業でございますけども、まず若手技能者の雇用促進のための賃金助成、これはよく言われます技能者、例えば大工さんとか左官さんとか型枠さん方の賃金を、たぶん他県でも初めてじゃないか、全国的にも初めてじゃないか、賃金助成という形で、できるだけ若手を確保していこうという制度でございます。

これは、今のところ4年間やらせていただこうと思っております。4年間ですけども、その一人一人助成する、賃金を助成する人からみれば、1年を、1年間ですけども、それを4年間続けるということで今考えてます。そのほか、若手技術者の育成支援とか建設のためのイメージアップ戦略というのは、ことさらもう取り組んでますんで、これは継続して業界とも建設産業のいろいろな団体と話してますけども、こういうことは継続してやらないと意味がないということで、私どもとしてはもうある程度の期間やらないといけないという意味で予算確保をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 次は、継続して成果が出るようにやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○東充美委員長 ほかにありませんか。

では私のほうから、ちょっと砂防の関係について、よかですか。

経済対策の13ページで、土砂災害警戒避難対策事業2億1,000万。たしか今年の夏だったですかね、広島で大きな災害ありましたよね、土砂災害。その後、いろんな、何といいますか今までと違ったその避難の対策の仕方とか、そういうものは検討されているかどうか

か、本県でですね。そういうところはどこかありますか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○緒方砂防課長 新たな避難の対策の仕方という御質問でよろしいでしょうか。

避難対策については、また別の事業のところでは考えているところではございますけれども、砂防課といたしましてはやっぱり区域の指定を行いまして、地元の方に土砂災害等の危険の箇所を早く知っていただきたいということで、今回も予算の中で増額をしたのが基礎調査費でございますけれども、そういうことを進めることによって住民の方に危険性を早く周知をしていただいて、また市町村とともに避難体制を早くとれるようになりますので、そういうことによって対策ができればと考えております。

○東充美委員長 市町村との連携ミスとか、よくあるときがあるんですね。そういうのとのためにも、何と申しますかね、どのくらいの頻度でそういう対策の市町村との連携のあれをやっているのか、そういうのも昨年の災害の後にも全然変化はないわけですかね。

○緒方砂防課長 避難体制等につきましては、毎年土砂災害防止月間というのがございますけれども、大体その前の5月ぐらいに市町村を集めまして土砂災害対策について説明会と指導を行っております。また前回、広島災害が起きました際につきましては、緊急に市町村の担当者また各振興局の防災それから土木の担当者呼びまして、危険箇所の周知とか避難体制をとるようということで要請をしたところでございます。

以上です。

○東充美委員長 あってからではだめですけ

ど……

○渡邊総括審議員 渡邊です。

土砂災害の件ですけれども、皆さん御承知のとおり土砂災害防止法が改正になりました。これは、広島の影響を受けて、全国的に動いているものです。

この流れの中で熊本県としましても、今砂防課長が申しあげましたように、すぐに市町村の担当者を集めまして会議を行った、これは9月だったと思います。災害のあった次の月には、そういったことを行っております。

また、この改正の中では、例えばこれまでこの補正予算でも計上いたしました基礎調査の結果につきまして、それを早く公表することによって避難に役立てるといような取り組みを全国的にしておりますので、県でもやっていくということで、今準備を進めているところでありまして。等々、広島の影響を受けてまして熊本県でも取り組みを進めておりますので、こういったことを引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○東充美委員長 わかりました。なるだけ連携ミスがないようお願いしておきます。

ほかに誰か。なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第11号、第20号、第21号、第26号から第30号まで及び第97号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 御異議なしと認めます。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可

決または承認することに決定をいたしました。

次に、その他に入りますが、執行部からの報告の申し出が1件出ております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○持田河川課長 河川課です。

報告事項の1をお願いいたします。

川辺川ダムに関する最近の状況につきまして、2月3日に開催されました第12回「ダムによらない治水を検討する場」本会議の概要について御説明いたします。

会議概要は、1ページの中ほどの枠内に記載しておりますが、国、県から検討する場の共通認識案と新たな協議会案についての説明を行い、流域市町村長の了承を得て検討する場が終了いたしました。

では、まず了解が得られました共通認識について御説明いたします。

3ページの、別紙1をお願いいたします。

共通認識の主な内容は、4点ございます。

まず1点目は、①に記載のとおり、現時点において現実的な対策を最大限積み上げた結果、対策実施後の治水安全度は全国の直轄河川の整備目標に比べて低い水準にとどまるとの検討結果を得たことであります。（「見えんとわからん」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。（「よか」と呼ぶ者あり）では、説明を続けます。

○東充美委員長 はい、続けてください。

○持田河川課長 次に2点目は、②にあります今後中期的に達成すべき治水安全度の目標を、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水と同程度の洪水として、新設ダムを除く考えられる対策の検討を行うことでありま

す。

そのために、③のとおり国、県、流域市町村の実務者から構成をする新たな協議会を設置することとあります。

なお、この協議会の検討状況を踏まえ九州地方整備局長、知事、流域市町村長が協議する場も設けることとしております。

次に3点目ですが、④のとおりこれまで積み上げた対策を着実に実施することと、あわせて関係者が防災・減災ソフト対策に努めることとあります。

最後に4点目として、⑥のとおり引き続き五木村の振興策を講じることでございます。

次に、新たな協議会について御説明します。

4ページの別紙の2をお願いいたします。

名称は、仮称でございますが、球磨川治水対策協議会としております。

目的や検討手法、これにつきましては先ほど御説明をいたしました共通認識と同じとなります。

それでは恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思っております。

下のほうの4議事の(2)の意見交換についてですが、各市町村長の意見の概要を2ページ目にわたって記載しております。

別紙1、2の両案に対して反対するような御意見はなく、これに対する賛同を得ましてダムによらない治水を検討する場が終了に至りました。

今後は新たな協議会の中でさらなる対策を検討してまいりますので、引き続き国や関係市町村と連携をして取り組んでまいります。

河川課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○東充美委員長 以上で報告は終了しましたので、質疑を受けたいと思います。この件に関しまして質疑はありませんか。

○緒方勇二副委員長 今説明を受けました、ダムによらないがようやく閉じまして、先般、渡地区の浸水軽減対策を講じていただきまして、式典に行かせていただきました。本当にありがとうございました。

そのときに、今回、ダムよらを閉じて、昭和40年7月の洪水を目指す新たな、仮称でありますけれども球磨川の治水対策協議会の設置ということになるというふうに考えてますが、そのときに減災及び防災対策、まあハードも使えるんだろうと思うんですが、先ほど土砂災害の改正なされてますね、狭隘部はとにかく河川もですが、裏山の深層崩壊の危険地でもありますし、その辺がどうなっているのか。それから、マイハザードマップもつくられて、いろいろ避難路の整備とか行われると思うんですが、やはり市町村が策定と言われるそういう減災・防災ソフト対策についてですけども、県のほうのその人的な支援ですね、どういう形でやられたほうが万全の体制をですね、40年の7月災害に対応する、そこに至るまでの間も災害が頻発するんだろうと思いますので、川に攻められ山に攻められというような状況の中で、どういうふうに対応されて、またその深層崩壊の調査がなされてどういうふうになっておるのか、これを緒方課長のほうなんですかね、どういうふうになっていくものなのか。逆に、地元で県の職員さんが行かれて、地元の市町村よりも私は区長さんとか、いろいろそこに長年住んでおられる方に危険予知に対する知恵はたくさんあるんだろうと思います。避難路の整備にしても、いろんな逃げ方にしてもいろいろ知恵出しは地元にあるんだろうと思いますので、できれば、これはもう要望でいいんですけども、県の職員の技術系の職員さんが出向かれて、どういう避難路の策定をですよ、もちろん地元住民と一緒にされるんでしょうけども、そのときにどうしてもハードも事業が要るんだろうと思うような箇所もたくさん見

られるので、河川側のほうだけに目が行きがちですけども、どうしても山側からも起きるんだろうと思います、上から。これは、そういう支援のあり方についても、ぜひとも技術系の職員が市町村には足りませんので、その辺も考慮していただければなというふうに思いますけど、何かそういうお考えがあればお答えください。なければ要望にとどめておきます。

○持田河川課長 今、大変重要な御要望といえますが御質問といえますか、そういうのを委員から受けたと思っております。

確かに今度40年7月洪水を目標に定めて、ハード対策については今後検討を速やかに進めていかなければなりません、ハードにつきましては、やはり予算面とか用地取得、それによってある程度時間がかかりますので、やはり防災・減災の両輪のソフトが非常にその間重要になってくるというのは、委員御指摘のとおりです。

ですので、今回、県と国もそういった情報を伝達するというようなソフト面のことはしっかりやっけていこうと思っておりますが、やはり重要なのは地元で密着をしている市町村の対策、それともう一つやはり避難路の設定とかそういうものについては、やはり地域の住民、区長さんがよく認識をしてもらうのが大切ですので、そういった意味合いでマイハザードマップのようなものが、つくっけていこうという動きが強力になっております。それに当たっては、県職員、技術系の職員もそうですが、学識経験者の方にも協力をいただいてサポートをするというようなことに今やっておりますし、また、それに対して市町村がやっけていくものについても、今回このダムよらの中で御提案をしている県の財政支援ですね、10億円の基金を積みましてそれで支援をしていこうというふうなことを考えております。

ですので、あと例えばそのソフトに対してもハード系みたいな予算も必要ではないかという御指摘もそのとおりですので、こういった財政支援の中で幅広に捉えまして、ハードに見ます避難路の整備とかそういったものを市町村がやられるというものについては幅広に支援をしていきたいというふうに考えておりますので、そういったことでいろんな観点、方向性から支援をしていきたいというふうに考えているところです。

○東充美委員長 いいですか。

○山本秀久委員 今の話の、これは私が県会議員に出たころの随分昔のことなんだけど、今そういう砂防の問題とかいろいろちょっと、これは参考になるかわからぬけど、私が経験したことは、まず工事事務所、球磨川のあの状態を、土質が悪いそうだな、あの219号線は。すごく悪いと聞いておったいきさつがあったもんだから、だから一応、私は芦北球磨線を何とか改良しなけりゃならぬという頭があったもんだから、これは何とかするためにはどうしたらいいかなと考えておったときに、その219号線は河川の——艦砲射撃を受けるために早急につくった道路だったということを知っておったから、雑にできているんだなという意味もあったから国土庁に行って、国土交通事務所に行って、あの道路は河川が、どうですか崩壊の予測があるんですかと、たくさんありますというような話をしよった。だから、そんならこの芦北球磨線を、崩壊したときに芦北球磨線を拡張しておかぬと道路は閉鎖されてしまいますと、私はそういう芦北球磨線の頭があったもんだから、早く拡張したいという頭があったから、予算がなかなかつかないんだ。1,000万とかそういう程度で、部分部分で何にもならぬわけだな。

私の参考で、これがためになるんだろうか

と、国土庁広域事務所、八代工事事務所の係官がなかなか熱心な方がおられて、もう本当にこれは崩壊するのがいつかわからぬ状態に今あるんですよということを言いよったから、それじゃ芦北球磨線を急いで整備しておかないかぬじゃないですかと言いよって、言った矢先に崩壊した。

そうしたら予算がどっと、この芦北球磨線に。そういう絡みが多いんだよ。だから、そういうことのないようにやっぱり考えていってくれという意味のことを言っていると思う。そういう意味です。

私の経験上は、そういうことがあったということだ。幾らこれ必要だから早く拡張してくれ、危ないからしてくれと言っても、なかなかそれをしないわけだな。何か起こって初めて目が覚める、そういう情勢が行政の中には多くあるもんだから、だから参考までに言っただけのことです。以上です。

○東充美委員長 はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後にその他に入りますが、今定例会においては3月に後議分の委員会がありますので、本日は緊急を要する案件についてのみ質疑をお願いいたします。

何かその他でありますならば、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 ありませんか。では、ほかに質疑はないと認めます。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第9回建設常

任委員会を閉会いたします。どうも御苦勞で
ございます。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長